

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5杉選第346号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和6年第13回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和6年4月10日(水) 午前9時00分から 午前9時30分まで				
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	報告事項 13-1	明るい選挙推進委員委嘱式次第			了承
	その他	杉並区職員措置請求（杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算執行に関する住民監査請求）の收受について			—
委員長	これから令和6年第13回の定例会を開催します。				
	＜明るい選挙推進委員委嘱式次第＞				
委員長	報告事項13-1について事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>明るい選挙推進委員委嘱式次第をご覧ください。開会の宣言を事務局長が行い明るい選挙推進協議会会長（「以下協議会会長」）から挨拶をいただきます。その後委嘱状の伝達式となり、後日、18地区の代表者から各地区約120名へ伝達していただくこととなります。本日は協議会会長から18地区の代表者に委嘱状をお渡しいただきます。</p> <p>続いて、感謝状の贈呈ですが対象者6名のうち本日参加者する4名に対して委員長から贈呈していただくこととなります。なお、最初の方だけ全文読んでいただき、以降3名は名前をお読みいただき以下同文でお願いします。委員長に挨拶していただき、事務局長から選挙管理委員の紹介、事務局職員の紹介を行い閉会となります。</p> <p>次に委嘱式のレイアウトですが、選挙管理委員と協議会会長は正面に並んでいただきます。向かい合って地区の代表18名が座っており、その後ろに感謝状受領者4人が座っております。その後ろに各地区の出席者が座っております。委嘱式終了後、各地区の出席者ごとに別れて地区別懇談会を実施します。選挙管理委員は委嘱式終了後退席し委員会室へ戻ります。</p> <p>説明は以上です。</p>				
委員長	報告事項13-1について質問等ありますか。				

与島委員	確認ですが、委員長は挨拶とありますが、他の選挙管理委員は挨拶する程度で良いですか。
局長	良いです。
委員長	報告事項 13-1 について了承で良いですか。
一同	了承
委員長	他に質問等無いようでしたらその他の説明をお願いします。
	<杉並区職員措置請求書（杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算施行に関する住民監査請求）の收受について>
局長	<p>杉並区職員措置請求書（杉並区議会議員選挙における選挙公報の発行及び配布の予算施行に関する住民監査請求）が提出された旨、杉並区長から通知がありましたので報告します。</p> <p>昨年度実施の杉並区議会議員選挙の選挙公報の発行経費の支出は不当であるとの請求を受けました。対象者として選挙管理委員会委員長・委員、選挙管理委員会事務局長及び杉並区長となっています。（3）で選挙公報発行経費の執行の違法性等の理由について述べており、アで「杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」（以下「選挙公報の発行条例」）第4条に違反した「絵と文字の一体的表現」（以下「差別助長表現」）を掲載した当該選挙公報を発行したことは条例違反である。」と主張し、イで委員長、委員は杉並区選挙執行規定第79条に基づき、「選挙公報の発行条例」第4条に合致してるかの確認を怠り差別助長表現の訂正を求めず杉並区選挙執行規定第79条に違反した選挙公報を発行した選挙公報発行経費の支出は不当であると主張しています。ウでは選挙管理委員会委員長・委員、選挙管理委員会事務局長は、「差別助長表現」を掲載した選挙公報を発行したことは「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」（以下「性の多様性尊重条例」）の第3条、4条に違反していると主張し、エで選挙管理委員会委員長・委員、選挙管理委員会事務局長及び杉並区長は、憲法第99条で定めた公務員の義務に違反していると主張しています。次に（4）「区政における損害の発生」ですが、アで「性の多様性尊重条例」第3条、4条に違反した「差別助長表現」を掲載した選挙公報を発行したことは区政全般の信頼を損ね多大な損害を発生させたと主張し、イでは選挙公報の発行経費を執行し大量の選挙公報を発行したことは「性の多様性尊重条例」に反し差別と偏見を広めたことに他ならないと主張しています。（5）は措置の請求で、アで選挙管理委員会委員長・委員は「性の多様性尊重条例」に違反した選挙公報を発行し全戸配布を行い偏見と差別を助長し、個人の尊厳を侵害したこと等について区民へ謝罪し、しかるべき責任を取ること、イで選挙管理委員会事務局長は「選挙公報の発行条例」第4条等に合致しているかの確認を怠り「差別助長表現」を選挙公報に掲載した要因を区民に説明し、謝罪し、しかるべき責任を取ること、ウで選挙管理委員会委員長・委員及び選挙管理委員会事務局長は選挙公報に「選挙公報の発行条例」第4条を明記して、候補者に「性の多様性尊重条例」第3条、4条の実行を義務付け、公正な選挙の実施を行うこと、エで杉並区長は「性の多様性尊重条例」第3条、4条に反した予算執行を防止し、「性の多様性尊重条例」第8条を徹底させるための職員研修等を図ることを主張しています。今後、内容等については精査し請求者に対する抗弁書を作成し、本委員会では了解を得たものを正式に監査委員に提出することになります。私からの説明は以上です。</p>

委員長	この件に関し質問はありますか。今回の報告は、選挙管理委員会に対して措置請求がなされた旨、杉並区長から通知を受けたという情報提供であります。審議等は事務局が作成する抗弁書を基に後日改めて審議するという事で良いですか。
局長	良いです。
委員長	他に何かありますか。無いようでしたら選挙管理委員会を終了します。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第13回定例会 令和6年4月10日分
					会議録が案を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。